

心身障害者(難病)福祉手当のご案内

江東区では、障害を有する方・難病にかかっている方のために心身障害者(難病)福祉手当の制度があります。該当する方は受給もれのないよう、手続きされることをおすすめします。(申請した月から支給対象)

障害程度 (いずれか1要件のみ、併給不可)	月額	申請できる 年齢	この手当を受けられない方
身体障害者手帳 1・2級 愛の手帳 1・2・3度 脳性麻痺・進行性筋萎縮症	15,500円	20歳以上 65歳未満 の方	① 施設に入所している方 ② 所得が制限額を超える方(所得制限基準表参照) 20歳以上:本人所得 20歳未満:扶養義務者または配偶者の所得 ③保護者が児童育成手当(障害手当)を受給している方
身体障害者手帳 3級 愛の手帳 4度	7,750円	65歳未満 の方	
難病(都から認定を受けている方) ※小児慢性疾患の方は上記難病と対応する 疾病の場合は対象となります。	15,500円		

支給月：2・5・8・11月

《申請手続きに必要なもの》

- ① 身体障害者手帳：申請中の場合は診断書もしくは判定書のコピー
 愛の手帳：申請中の場合は診断書もしくは判定書のコピー
 難病医療券：申請中の場合は医療費申請書控えのコピー／転入者は「助成対象者証明書」でも可
 - ② 預金通帳(普通預金口座)：本人名義(20歳未満の方でも)
 - ③ 個人番号(マイナンバー)のわかるもの
- ※転入の方の場合のみ 課税(非課税)証明書(後日提出でも可)：8月～12月申請→前年の所得
 マイナンバーを利用した情報連携により省略できる場合がございます。 1月～7月申請→前々年の所得
 転入者の方は、個別にご相談ください。

心身障害者(難病)福祉手当 所得制限基準表

対象所得	8月～12月申請 → 前年の所得 / 1月～7月申請 → 前々年の所得	
扶養親族数	本人および扶養義務者等の 所得限度額	20歳以上：本人所得 20歳未満：扶養義務者または配偶者の所得
0人	3,661,000円	※ 次の扶養親族がいる場合には左記の所得限度額 にそれぞれ加算 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・扶養親族等に、特定扶養親族又は控除対象扶養 親族(19歳未満の者に限る)があるときは、1人 につき25万円 ※ 医療費・社会保険料等は相当額を控除
1人	4,041,000円	
2人	4,421,000円	
3人	4,801,000円	
4人	5,181,000円	
5人	5,561,000円	

【申請の手続き 及び受給者証の提出先】

江東区 障害福祉部 障害者支援課 障害者福祉係
 (江東区役所 2階11番)
 〒135-8383 江東区東陽4-11-28
 TEL03-3647-4952(直通)
 FAX03-3647-4910

裏面もご覧ください

* 心身障害者(難病)福祉手当の申請をされた方へ *

難病の手当の認定には、受給者証が必要です。

受給者証申請中の方が申請書の控えで手当の申請をされた場合は、受給者証が交付されましたら、速やかに受給者証のコピーを提出してください(郵送可)。

受給者証のコピーが提出されませんと、手当の認定ができませんので、ご注意ください。(非該当になった場合でも、その通知のコピーを提出してください。)

* 以下の(1)～(6)の事由が生じた場合は、手当を受給できなくなります。*

(1) 「区外転出」

転出先自治体で同様の手当を受給できる可能性がありますので、転出先自治体へご相談ください。

(2) 「施設入所」

江東区心身障害者福祉手当条例施行規則第7条により定められている以下の施設 … 障害者支援施設・療養介護を行う病院・障害児入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・救護施設・婦人保護施設・のぞみの園等) に入所された場合は手当を支給できません。

(3) 「障害程度非該当」

身体障害者手帳を理由に心身障害者福祉手当を受給される方は、身体障害者手帳3級以上が対象となります。身体障害者手帳が4級以下になられた方は、手当を支給できません。(また、20歳未満の方で愛の手帳4度から3度以上になった場合も資格消滅します。この場合、児童育成手当(障害手当)に該当する可能性がありますので、子ども家庭支援課給付係 TEL3647-4754 へご相談ください。)

(4) 「軽快者・難病非該当」

難病医療費助成の更新手続きをして継続して難病が認定されなかった方は、手当を支給できません。

(5) 「障害手当申請」

心身障害者福祉手当受給者の保護者の方に児童育成手当(障害手当)が支給されるようになった時は、心身障害者福祉手当を支給できません。ご本人が20歳になった時は心身障害者福祉手当に切り替わりますので、再度申請をしてください。

(6) 「所得超過」

確定申告などにより、心身障害者福祉手当の対象所得を超過した場合は手当を支給できません。すでに支給されている場合は、当該年度まで遡って消滅し、返還金が発生しますのでご注意ください。

なお、手当を受給されているご本人がお亡くなりになった場合は、同居のご親族が未支払請求をすることができます。ご相談ください。